

商品概要説明書

令和3年度がんの子どもを守る定期貯金（スーパー定期貯金<単利型>）

(令和3年4月1日現在)

商品名	・令和3年度がんの子どもを守る定期貯金<単利型> (愛称：ゴールドリボン定期貯金)
ご利用いただける方	・個人のみ
期間	・定型方式 1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年 ・自動継続（元金継続または元利金継続） ※自動継続後は、「スーパー定期貯金<単利型>」としてお預かりします。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入（新規預入に限ります。） ・10万円以上1,000万円未満 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続後は、原則として「スーパー定期貯金」の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・預入期間2年のものは中間払利息を定期貯金とすることができます。 ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。

中途解約時の取扱い

- ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。
 - (1) 約定した預入期間が1年以上3年未満の場合
 - ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率
 - ② 6か月以上1年未満 約定利率×50%
 - ③ 1年以上3年未満 約定利率×70%

ただし、②および③の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
 - (2) 約定した預入期間が3年の場合
 - ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率
 - ② 6か月以上1年未満 約定利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満 紺定利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満 紺定利率×90%

ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
 - (3) 約定した預入期間が4年の場合
 - ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率
 - ② 6か月以上1年未満 約定利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満 紺定利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満 紺定利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満 紽定利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満 紽定利率×80%
 - ⑦ 3年以上4年未満 紽定利率×90%

ただし、②から⑦までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
 - (4) 約定した預入期間が5年の場合
 - ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率
 - ② 6か月以上1年未満 紽定利率×30%
 - ③ 1年以上1年6か月未満 紽定利率×40%
 - ④ 1年6か月以上2年未満 紽定利率×50%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満 紽定利率×60%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満 紽定利率×70%
 - ⑦ 3年以上4年未満 紽定利率×80%
 - ⑧ 4年以上5年未満 紽定利率×90%

ただし、②から⑧までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
 - (5) 約定した預入期間が7年の場合
 - ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率
 - ② 6か月以上2年未満 紽定利率×10%
 - ③ 2年以上3年未満 紽定利率×20%
 - ④ 3年以上4年未満 紽定利率×40%
 - ⑤ 4年以上5年未満 紽定利率×60%
 - ⑥ 5年以上6年未満 紽定利率×70%
 - ⑦ 6年以上7年未満 紽定利率×90%

ただし、②から⑦までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
 - (6) 約定した預入期間が10年の場合
 - ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率
 - ② 6か月以上2年6か月未満 紽定利率×10%
 - ③ 2年6か月以上3年未満 紽定利率×20%
 - ④ 3年以上4年未満 紽定利率×30%
 - ⑤ 4年以上5年未満 紽定利率×40%
 - ⑥ 5年以上6年未満 紽定利率×50%
 - ⑦ 6年以上7年未満 紽定利率×60%
 - ⑧ 7年以上8年未満 紽定利率×70%
 - ⑨ 8年以上9年未満 紽定利率×80%
 - ⑩ 9年以上10年未満 紽定利率×90%

ただし、②から⑩までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
- ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。

寄付	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年1月31日現在の本定期貯金残高の0.05%に相当する金額を、JAバンク新潟が寄付します。 ※お客様のご負担はございません。 寄付は令和4年3月を予定しております。（寄付は1回のみとなります。） 寄付先 団体名：公益財団法人 がんの子どもを守る会 所在地：東京都台東区浅草橋1-3-12 <p>【主な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小児がんに関する知識の普及・啓発事業 ○小児がんに関する調査・研究事業 ○小児がんに関する相談事業 ○小児がんに関する支援事業 ○小児がん・小児難病に関する宿泊施設運営事業
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> 保護対象 <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融共済部（電話：025-270-2260）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会（電話：025-222-5533） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 取扱期間は、令和3年4月1日（木）から令和4年1月31日（金）までとなります。 なお、取扱期間内でも、募集予定額（県内合計30億円）に達した翌々営業日をもって取扱いを終了させていただきます。 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。
市

J A 新潟